

市第 98 号議案 横浜市市税条例の一部改正

■ 市税条例の改正内容

税目・改正項目	改正案の内容							
<p>個人市民税の寄附金税額控除の対象の拡大</p> <p>（市税条例第 29 条の 4 の 3）</p> <p>個人市民税</p>	<p>「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」（市第 92 号議案として審議中。以下「指定条例」という。）で個別に指定する NPO 法人への寄附金について、新たに、個人市民税の寄附金税額控除の対象とします。</p> <p>○ 個人市民税の寄附金税額控除の対象</p> <table border="1" data-bbox="533 1010 1465 1487"> <tr> <td data-bbox="533 1010 1465 1077">(1) 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1084 1465 1151">(2) 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1158 1465 1225">(3) 本市が市税条例において指定する寄附金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1227 1465 1294">ア 公益社団法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1301 1465 1368">イ 学校法人・社会福祉法人など特定公益増進法人に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1375 1465 1442">ウ 認定 NPO 法人に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1449 1465 1487">エ 指定条例で個別に指定する NPO 法人に対する寄附金</td> </tr> </table> <p>○ 根拠条文 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号</p> <p>【適用】平成 25 年度から</p>	(1) 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）	(2) 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金	(3) 本市が市税条例において指定する寄附金	ア 公益社団法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの	イ 学校法人・社会福祉法人など特定公益増進法人に対する寄附金	ウ 認定 NPO 法人に対する寄附金	エ 指定条例で個別に指定する NPO 法人に対する寄附金
(1) 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）								
(2) 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金								
(3) 本市が市税条例において指定する寄附金								
ア 公益社団法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの								
イ 学校法人・社会福祉法人など特定公益増進法人に対する寄附金								
ウ 認定 NPO 法人に対する寄附金								
エ 指定条例で個別に指定する NPO 法人に対する寄附金								
<p>※ その他、条文の整備を行います。</p>								

【参考1】指定条例で個別に指定する法人等

本定例会において、市第92号議案に掲げられている法人等は、次のとおりです。

NPO法人の名称	主たる事務所の所在地	寄附金税額控除の対象となる期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1, 411番地の5	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで

【参考2】NPO法人等に対する個人市民税の寄附金税額控除のしくみ

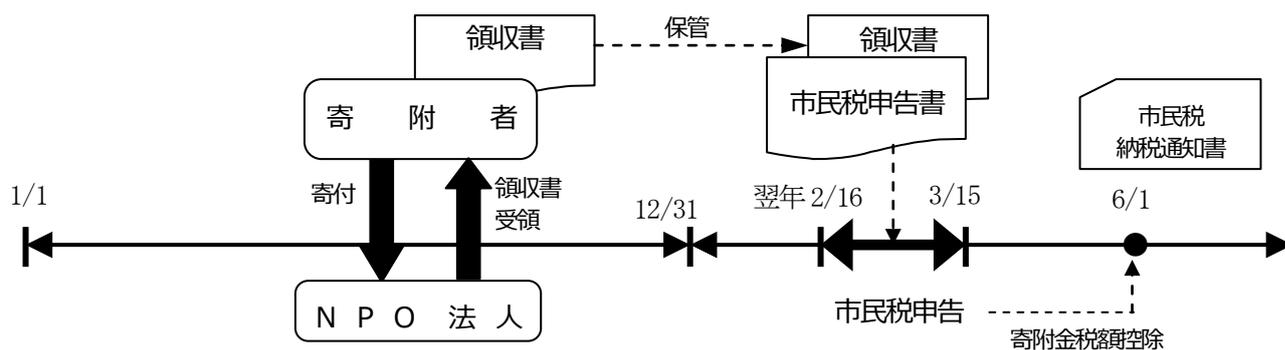
個人市民税の税額から、「基本控除額」に相当する税額を控除する。

◎ 基本控除額「 $(\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times 6\%^{\ast 2}$ 」

※1 寄付金額は総所得金額の30%が限度額。

※2 居住する都道府県でも控除対象寄附金として指定している場合には、個人住民税額全体から「 $(\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ 」に相当する額を控除

【参考3】寄附金税額控除の手続の流れ



【参考4】 参照条文（地方税法）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第314条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 一 **都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金**（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- 二 社会福祉法第113条第2項に規定する**共同募金会**（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）**に対する寄附金**又は**日本赤十字社に対する寄附金**（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの
- 三 **所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金**（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに**租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金**（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、**住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの**
- 四 **特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人**（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）**に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの**（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 （以下略）